

+

福祉医療費助成

受給資格証更新の手続きと所得制限の限度額のお知らせ

+

町では、障がい者・一人親家庭等・乳幼児を対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については表1のとおりです。また、所得制限の限度額は表2のとおりとなっています。

これらの助成を受けている方には、受給資格証を発行していますが、現在お持ちの受給資格証の有効期限は、**平成21年8月31日まで**です。引き続き受給資格を更新するには手続きが必要となりますのでお知らせします。**（すでに受給資格をお持ちの方には、直接その旨ご連絡する予定です。また、乳幼児については、今回から自動更新となりますので、更新申請手続きが不要な方には、新しい受給資格証を郵送します。）**

なお、現在「福祉医療費受給資格」のない方は、本人かご家族の方が**9月末まで**に申請する必要がありますのでお知らせします。

表1

	障がい者	一人親家庭等	乳幼児
対象者	●身体障害者（身体障害者手帳1級～3級の方） ●知的障害者（判定機関にて知能指数が35以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方 ●身体障害者（身体障害者手帳4級の方）で知的障害者（判定機関にて知能指数が36以上50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が中度の方 ●精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし通院のみ	●父母のない18歳未満の児童 ●18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	●小学校就学前（6歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の乳幼児 ※平成21年12月1日から小学校修了前（12歳に達した後の最初に迎える3月31日までの乳幼児等に拡大します。
所得制限	あり （表2のとおり） ※乳幼児のみ平成21年12月1日からなしとなります。		
助成額	保険診療の自己負担額 （ただし、高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額）		
食事 医療費 助成費	なし		

表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0	3,604,000	6,287,000
1	3,984,000	6,536,000
2	4,364,000	6,749,000
3	4,744,000	6,962,000
4	5,124,000	7,175,000
5	5,504,000	7,388,000

一人親家族等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	児童等の養育者、配偶者及び扶養義務者所得額
0	1,920,000	2,360,000
1	2,300,000	2,740,000
2	2,680,000	3,120,000
3	3,060,000	3,500,000
4	3,440,000	3,880,000
5	3,820,000	4,260,000

乳幼児医療費	
扶養親族等の数	本人所得額
0	5,320,000
1	5,700,000
2	6,080,000
3	6,460,000
4	6,840,000
5	7,220,000

※所得制限限度額の加算について

- ①本人の場合
- （1）老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者、一人親家庭等の場合は10万円を加算する。

（2）特定扶養親族がある場合、障がい者は1人につき25万円、一人親家庭等の場合は15万円を加算する。（乳幼児医療費を除く）
- ②配偶者、扶養義務者の場合（乳幼児医療費を除く）
- （1）配偶者、扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円を加算する。（ただし、扶養親族が老人扶養親族だけの場合は、当該老人扶養親族の内、1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。）
- ③乳幼児医療費の保護者の場合
- 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

お問い合わせ先
町民福祉課・子育て支援室 377－5652

